

# ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理促進について

## 福岡県

### 1. 背景

- PCBは、かつては高い耐熱性、絶縁性等の性質から、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体等に幅広く利用されたが、その有毒性のため、昭和49年に製造・使用禁止。
- 九州各県のPCB廃棄物は、本県の北九州市若松区にある中間貯蔵・環境安全事業(株)北九州PCB処理事業所(以下「JESCO北九州」という。)で処理されている。
- 処理期間(計画的処理完了期限)の設定は、JESCOが立地する地元住民との約束に基づくものであるため、期限の再延長は不可。

|  |
|--|
| <p>【JESCO北九州における計画的処理完了期限】<br/>トランス・コンデンサ：平成31年3月31日<br/>安定器等・汚染物：平成34年3月31日</p> |
|--|

- 本年8月に施行された改正PCB廃棄物特別措置法により、処理期限内に高濃度PCB廃棄物の確実な処理を達成するため、計画的処理完了期限の1年前までの処分委託の義務化と併せ、都道府県の権限強化等が図られた。
- JESCO北九州に搬入する府縣市(東海・近畿・中国・四国・九州)で西日本広域協議会を組織し、処理促進等に関し協議。(会長県：福岡県)

### 2. 趣旨

- 九州各県におかれては、全てのPCB廃棄物の期限内処理に向けて、一層の取組みをお願いしたい。(未把握の廃棄物・使用製品の把握・調査、未処理事業者への指導等)